

令和4年10月支給分から

児童手当の制度が一部変更になります

変更1 現況届の提出が原則不要になります

令和4年度からは、受給者の現況を住民基本台帳等で確認します。

ただし、次の①～⑤に該当する方は、現況届の提出が必ずです。6月上旬に現況届を送付しますので、6月30日(木)までにご提出ください。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難しているため、住民票の住所が茂原市と異なる方

② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方

③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方

④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方

⑤ その他、市から提出の案内があった方

※①～④に該当する方で、現況届が届いていない場合はお問い合わせください。

変更2 所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります

令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、令和4年10月支給分(6月～9月分)から、児童を養育している方の所得が表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなった後に所得が表の②を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、表の①未満の場合は児童手当を、所得が表の①以上②未満の場合は特例給付(児童1人当たり月額一律5千円)を支給します。

問合せ
子育て支援課(2階)
☎(20)1573 FAX(20)1610

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人(前年末に児童が生まれていない場合等)	622万円	833.3万円	858万円	1071万円
1人(児童1人の場合等)	660万円	875.6万円	896万円	1124万円
2人(児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	698万円	917.8万円	934万円	1162万円
3人(児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	736万円	960万円	972万円	1200万円
4人(児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	774万円	1002万円	1010万円	1238万円
5人(児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	812万円	1040万円	1048万円	1276万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した人数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

子ども医療費助成受給券が更新されます



市では0歳から中学3年生までのお子さんを対象に「子ども医療費助成受給券」を発行しています。

8月から使用できる受給券は、受給資格等を決定した後、7月末に発送します。(原則、申請不要)

住民税が未申告である場合は受給資格等を確認できないため、受給券を発行することができません。必ず住民税の申告をしてください。

なお、更新に当たり、令和4年度の所得と住民税額を証する書面の提出が必要な方には、お知らせしています。詳しくはお問い合わせください。

問合せ
子育て支援課(2階)
☎(20)1573 FAX(20)1610